

国民健康保険の都道府県単位化に関する意見書

国が示した 2018 年度(平成 30 年度)からの国民健康保険の都道府県単位化に伴い、宮城県でも制度設計の検討が進められています。平成 29 年 4 月に示された宮城県国民健康保険運営方針案では、保険料(税)の統一や、市町村の一般会計からの法定外繰り入れ解消などの方向性が示されました。

しかし、宮城県は国民健康保険事業費納付金・標準保険料率の試算は明らかにせず、公表を平成 30 年 1 月ころとし、住民への説明・理解をないがしろにしています。

このため、住民の十分な理解を得ぬうちに新年度を迎え、保険料(税)の割賦が送付され、市町村の担当窓口への問い合わせが増加するなどの混乱が予想されます。

また、国民健康保険は、各市町村が低所得者の保険料(税)を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきました。市町村からの法定外繰り入れをなくせば、これまで低所得者の保険料(税)軽減などに努力してきた市町村ほど保険料の大幅な値上げとなるおそれがあります。

よって、宮城県におかれましては、下記の事項を実施するよう求めます。

記

- 1 国民健康保険事業費納付金や標準保険料率の試算を一刻も早く公表すること。
- 2 2018 年度(平成 30 年度)以降も、現在以上に保険料(税)を上げないこと。
- 3 住民への周知など準備が整わないままでの拙速な実施はせず、場合によっては延期も検討すること。
- 4 国に対し、負担感が強い保険料(税)の是正、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を検討するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成29年9月27日

名取市議会議長 郷内 良治

宮城県知事 村井 嘉浩 殿